

登録制度の意味

登録制度とはタクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保する観点から、新たにタクシー運転者になろうとする者等に講習受講を義務づけ、当該講習を修了して登録を受けなければタクシーに運転者として乗務できないとしたものです。これは良質の運転者を確保するとともに、サービス改善等の諸施策を総合的に推進することによってタクシーの社会的評価の向上を図り、もって利用者の利便を確保しようとするものです。

登録制度の申請様式等について

- ・新規登録時・・・・・・・・・・運転免許証写し（表・裏）
写真1枚（6cm×4cm）
登録申請書（第二号様式）
運転者証交付申請書（第九号様式）
雇用条件及び雇用契約証明書
住民票（コピー不可,マイナンバー記載不要）
[手数料] 登録申請料 2,000 円, 運転者証交付申請料 2,000 円

- ・運転免許証更新時・・・・・・・・運転免許証写し（表・裏）
写真1枚（6cm×4cm）
登録事項変更届出書（第四号様式）
運転者証訂正申請書（第十号様式）
更新前の運転者証
[手数料] 運転者証訂正申請料 1,400 円

- ・事業者を変わった時・・・・・・・・運転免許証写し（表・裏）
写真1枚（6cm×4cm）
登録事項変更届出書（第四号様式）
運転者証交付申請書（第九号様式）
雇用条件及び雇用契約証明書
前事業者から運転者証が返納されていることが必要
（他の単位地域で登録していた方は、もとの原簿から消除してあること。登録は、新規登録となります。）
住所が変更の場合は住民票が必要
[手数料] 登録申請料 2,000 円, 運転者証交付申請料 2,000 円

・運転免許の失効又は・・・登録事項変更届出書（第四号様式）
停止処分を受けた時

・運転者証を紛失時・・・運転免許証写し（表・裏）
写真1枚（6cm×4cm）
登録申請書（第二号様式）
運転者証再交付申請書（第十号様式）
てん末書

[手数料] 運転者証再交付申請料 2,000円

・住所変更時・・・運転免許証写し（表・裏）住所変更済
登録事項変更届出書（第四号様式）
住民票（コピー不可,マイナンバー記載不要）

・氏名が変わった時・・・運転免許証写し（表・裏）
写真1枚（6cm×4cm）
登録事項変更届出書（第四号様式）
住民票（コピー不可,マイナンバー記載不要）

・運転者証の汚損・・・運転免許証写し（表・裏）
写真1枚（6cm×4cm）
汚損した運転者証
運転者証再交付申請書（第十号様式）

[手数料] 運転者証再交付申請料 2,000円

・運転免許証の種類・・・運転免許証写し（表・裏）
が変わった時 写真1枚（6cm×4cm）
登録事項変更届出書（第四号様式）
運転者証訂正申請書（第十号様式）

・登録を削除したい時・・・運転免許証写し（表・裏）
登録消除申請書（第六号様式）

※ 写真について、6cm×4cm（顔の大きさ3cm以上）正面・無帽・無背景で6ヶ月以内に撮影したもの

※ 住民票について、取得後3ヶ月以内のもの（住民票記載事項証明書でもよい）

登録申請等手数料一覧表

| 内 訳 | 手 数 料 |
|------------------|-------------------|
| 登録申請 | 1 件につき 2, 0 0 0 円 |
| 運転者証交付申請 | 1 件につき 2, 0 0 0 円 |
| 運転者証訂正申請 | 1 件につき 1, 4 0 0 円 |
| 運転者証再交付申請 | 1 件につき 2, 0 0 0 円 |
| 原簿謄本交付申請 | 1 件につき 5 0 0 円 |
| 原簿閲覧請求 | 1 件につき 5 0 0 円 |
| 登録運転者業務経歴証明書交付申請 | 1 件につき 5 0 0 円 |
| 新任講習 | 7, 0 0 0 円 |
| 命令講習 (1 科目) | 1, 5 0 0 円 |
| 地理講習 (1 科目) | 1, 5 0 0 円 |